社会福祉 横浜市社会福祉協議会社会福祉事業振興資金設置規程法 人

(目的)

第1条 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、民間社会福祉事業の振興、育成の一環として、社会福祉事業施設の整備等に必要な資金の融資を行うため、社会福祉事業振興資金(以下「振興資金」という。)を設置する。

(資金)

第2条 振興資金は、金融機関から借り入れた資金その他をもって、これにあてる。

2 前項に規定する金融機関から借り入れた資金に生ずる利子は、横浜市補助金をもってこれにあてる。

(貸付の種類)

第3条 振興資金の貸付は、別表に定める施設整備費及び保育所購入費とする。

- 2 施設整備費は、施設の新築、改築、増築、修繕、改造、設備備品整備又は災害復旧のために要する資金とする。ただし、地域ケアプラザの整備については、新築のみとする。
- 3 保育所購入費は、社会福祉法人が横浜市から有償譲渡を受けるために要する資金又は施設の購入に要する資金とする。

(貸付の対象)

第4条 貸付の対象施設は、次の各号の要件を充たすものでなければならない。 ただし、国又は横浜市以外の公共団体の委託を受けて経営しているものを除く。 (1)次のア、イのいずれかの条件を充たすものであること。

- ア. 施設整備費については、市内に所在する社会福祉法に規定する民間社会福祉事業の施設又は更生保護事業法に規定する更生保護事業の施設、若しくは、これに準ずる施設で横浜市が社会福祉の振興上その建設に要する費用に対し補助し、又は補助することが確認された施設。
- イ. 保育所購入費については、横浜市との譲渡契約により有償譲渡されることが確認された施設及び横浜市が社会福祉の振興上その購入に要する費用に対し補助し、又は補助することが確認された施設。
- (2)本会の会員であること。
- (3)経営が確実で返済能力のあるものであること。

(貸付金額の限度)

第5条 貸付金額の限度は、別表に定めるとおりとする。

2 本会の会長(以下「会長」という。)は前項の規定にかかわらず災害その他特に必要と認められるものにかぎり、第9条に定める社会福祉事業振興資金運営委員会にはかって、その限度を超えて貸し付けることができる。

(貸付期間)

第6条 貸付の期間は貸付金額に応じて次のとおり定める。

(1) 施設整備費

貸 付 金 額	貸 付 期 間		
6,000万円以内	25年以内		
4,000万円以内	20年以内		
2,000万円以内	15年以内		

(2)保育所購入費

貸 付 金 額	貸 付 期 間
4,000万円以内	20年以内

(利 息)

第7条 融資資金の利息は、無利子とする。ただし、第3条に掲げる貸付対象のうち医療社会福祉施設に対する融資資金の利子は、貸付日より返還日までの期間貸付金額に対し、 年利0.5%の率とする。

(連帯保証人)

- 第8条 融資を受けようとするものは、確実な保証人を2名以上立てなければならない。
- 2 保証人は、融資資金の返済について連帯して責任を負う。

(運営委員会の設置)

- 第9条 振興資金の運営について会長の諮問に答え、必要な意見を具申するために、本会に社会福祉事業振興資金運営委員会(以下「委員会」という。)を設ける。
- 2 必要に応じて予備審査会を設けることができる。

(委員会の構成等)

- 第10条 委員会は、委員9名以内で会長が定める数をもって構成する。
- 2 委員は、本会の役員、関係行政機関の職員及び学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じたときの補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の組織)

- 第11条 委員会に、委員長、副委員長各1名をおくものとし、委員の中から互選する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

(会議の運営)

- 第12条 委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長は、委員長とする。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考人の出席)

第13条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係行政機関の職員、その他の関係者の出席を求め、その意見をきくものとする。

(振興資金借入れの申込み)

第14条 振興資金の融資を受けようとするものは、会長に対し、別に定める社会福祉事業振興資金借入申込書、その他関係書類を提出しなければならない。

(貸付の決定)

第15条 会長は、前条の申し込みを受けたときは、委員会の意見をきき、当該年度における資金の状況等を勘案のうえ、貸付けを決定するものとする。

(貸付にかかる審査基準)

- 第16条 施設整備費及び保育所購入費の貸付は、次の各号に適合するものでなければならない。
- (1)貸付の対象となるものの事業内容が堅実、でかつ、貸付の目的が確実に達成できること。
- (2)貸付の対象となる事業の実施に必要な資金計画が確実であること。
- (3)貸付資金の使途が適切であること。
- (4)貸付の額が貸付を受けるものの正味財産額に比して過大でないこと。
- (5)債務の履行の見込みが確実であること。
- (6)連帯して債務を負担する保証人の保証能力が確実であること。

(貸付の制限)

第17条 第4条に定める法人が融資をうけようとする場合,同一施設に対しては,施設, 法人の双方での融資はうけられない。

(計画変更の承認)

- 第18条 資金の貸付,又は貸付の決定をうけたものが,その貸付の対象である事業の実施又は施設の整備等の計画に重要な変更を加えようとするときは,すみやかに会長に届け出なければならない。
- 2 会長は、前項の届け出をうけたときは、委員会の意見をきいて、これを承認し、あるいは貸付決定を取り消し、又は資金の返還をさせるものとする。

(条件変更に伴う届出の義務)

- 第19条 借受人は、次の各号の一に該当したとき、はすみやかに会長に届け出なければならない。
- (1) 代表者を変更したとき
- (2) 事業を休廃止又は事業内容を変更したとき。

- (3) 連帯保証人が住所を変更し、改名改姓、改印をしたとき。
- (4) 連帯保証人が死亡したとき、または保証能力を失ったとき。
- (5) その他借り受けの条件について重大な変更があったとき。
- 2 会長は、前項の届け出があったときは、委員会にはかって必要な措置を講じるものとする。

(貸借契約の締結等)

第20条 貸付が決定したときは、借受人は、別に定める金銭消費貸借契約証書を、会長に提出し、公正証書を作成しなければならない。

(貸付金の交付)

第21条 会長は、貸付に関し所定の手続きを完了したときは、遅滞なく貸付金の全部又は一部を交付するものとする。

(貸付金の償還)

- 第22条 借受人は、償還計画に基づき貸付金を償還しなければならない。
- 2 償還については、年賦による均等償還を原則とする。

(延滞損害金)

第23条 借受人が貸付金について所定の償還期日までに償還しなかったときは、その償還期日の翌日から償還の当日までの日数について当該金額に対し、年利 18.25%の率の金額を延滞損害金として徴収するものとする。ただし、委員会においてやむを得ない事由があると認められたときは、このかぎりではない。

(欠損補てん金の積立)

第24条 貸付資金の本会滞留期間の利子その他をもって毎年度予算計上のうえ、相当額を貸付資金の1000分の50に満つるまで欠損補てん金として積み立てるものとする。

2 会長は欠損補てん積立金をとりくずすときは、委員会の意見をもとめるものとする。

(委任)

第25条 この規程の施行に関して必要な細部事項は、会長が委員会の意見をきいて別に 定める。

付 則

(施行および適用年月日)

- 1 この規程は昭和46年5月29日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会社会福祉事業振興資金設置規程(昭和32年4月 1日制定)により貸し付けられた資金であってこの規程施行の日において償還が完了していないものについては、なお従前の例による。

付 則

この規程は昭和47年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前に貸し付けられた資金であって、この規程施行の日において償還が完了していないものについては、なお従前の例による。

付 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前に貸し付けられた資金であって、この規程施行の日において償還が完了していないものについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成3年12月26日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前に貸し付けられた資金であって、この規程施行の日において償還が完了していないものについては、この規程第22条に基づき、引き続き償還事務を行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

別 表(第3条・第5条)貸付金額の限度

1 施設整備費

適	用	施	設			貸付限度額
(1)	(1)新築・全面改築					
1	生活保護法に	に規定す	る救護施設	設•更生施設		
2	2 児童福祉法に規定する乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・情緒					
障	障害児短期治療施設・児童自立支援施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設 6,000万円				6,000万円	
• 肢	・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設 以内			以内		
3	3 老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム(ただし, 定員50人以上と					
する	る)・老人短期	入所施詞	殳(ただし, !	定員40人以上とする)		
4	障害者自立式	を援法に	規定する	障害者支援施設		
1	児童福祉法に	に規定す	る保育所			
2	障害者自立式	を援法に	規定する	障害福祉サービス事業所		4,000万円
3	横浜市の条	例に定	める地域	ケアプラザ		以内
1	上記以外の	社会福	祉施設			2,000万円
						以内
(2) 增築•設備整備等						
生	舌保護法に規定	定するほ	医療保護施	設		2,000万円
社会	社会福祉法に規定する無料低額診療施設 以内			以内		
上記	記以外の社会	福祉施	设			1, 000万円
						以内

2 保育所購入費

適	用 施	設	貸付限度額
1	横浜市から有信	賞譲渡を受ける保育所	4, 000万円
2	上記以外の保		以内